

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 24 日 (月) 第 2992 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 保安林の指定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 3
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 3
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 4
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 4
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (5件) (監理課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (砂防課取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) (北薩地域振興局取扱い) 7
- (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) (始良・伊佐地域振興局取扱い) 8
- (大隅地域振興局取扱い) 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 8

公

告

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定の公告 (障害福祉課取扱い) 8
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定の公告 (障害福祉課取扱い) 9
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 9
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (2件) (商工政策課取扱い) 10

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 11
- 鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則 (※) (高校教育課取扱い) 11
- 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (※) (高校教育課取扱い) 12
- 鹿児島県立中学校学則 (※) (高校教育課取扱い) 12

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 17
- 平成26年度技能検定員審査等公告 (免許試験課取扱い) 19

警 察 本 部 告 示

- 鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱 (※) (相談広報課取扱い) 21

告 示

鹿児島県告示第294号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8318	平成26年 3月14日	映 画	官能団地妻	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8319			不倫旅情 淫液で満たす夜	オーピー映画		
8320			変態の恋・蝶 整形美容妻	新日本映像		
8321			真夜中の不倫妻	オーピー映画		
8322			マンションの人妻 スワップで萌えて	新東宝映画		
8323			変態夫婦の過激愛	新東宝映画		
8324			愛液まみれの花嫁	オーピー映画		
8325			セッションズ	20世紀フォックス映画		
8326			K I L L E R S	日活		
8327			ラヴレース	日活		

鹿児島県告示第295号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24931	平成26年 3月14日	雑 誌	miniパラ 4月号 08493-4	竹書房	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24932			恋愛天国パラダイス 4月号 09675-4	竹書房		
24933			恋愛白書パステル 4月号 19625-04	宙出版		
24934			Young Love Comic aya 4月号 18815-04	宙出版		
24935			コミックアムール 4月号 03801-04	マガジン・マガジン		
24936			COMIC ポプリアラブ 4月号 13759-04	マックス		
24937			コミック・マショウ 4月号 18381-04	三和出版		
24938			完熟ものがたり vol.16 03872-04	茜新社		
24939			COMIC LO 4月号 03769-04	茜新社		

鹿児島県告示第296号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
薩摩川内市百次町字三ツ峯3112番3
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第297号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
霧島市隼人町嘉例川字春田3247番4，3247番5，3247番8，3254番3
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年3月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第299号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、笠利加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第300号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号口の規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成26年3月24日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年10月8日鹿児島県告示第1711号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表指宿市山川区域（指宿市山川福元、山川成川、山川小川、山川大山、山川岡児ヶ水、山川浜児ヶ水、山川利永、山川朝日町、山川入船町、山川金生町、山川潮見町、山川新栄町、山川新生町及び山川山下町の地区）の項を削る。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
指宿市山川区域 (山川町漁業協同組合の地区)	(1) 主として磯建網漁業を営む漁業 (2) 主として固定式さし網漁業を営む漁業 (3) 主として沿岸一本釣り漁業を営む漁業 (4) 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業 (5) ぶり飼付漁業 (6) 小型定置漁業 (7) 総トン数349トン以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業 (8) (1)から(7)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第301号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 2 作業の期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第302号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成25年10月15日鹿児島県告示第1068号で告示した公共測量の実施は、平成26年 2 月 28 日終了した旨の通知があった。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第303号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、鹿児島地域振興局長から平成25年11月22日鹿児島県告示第1183号で告示した公共測量の実施は、平成26年 2 月 27 日終了した旨の通知があった。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第304号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成25年 7 月 9 日鹿児島県告示第784号で告示した公共測量の実施は、平成26年 2 月 28 日終了した旨の通知があった。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第305号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、熊毛支庁長から平成25年11月 8 日鹿児島県告示第1153号で告示した公共測量の実施は、平成26年 1 月 31 日終了した旨の通知があった。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第306号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成25年 7 月 5 日鹿児島県告示第766号で告示した公共測量の実施は、平成26年 2 月 28 日終了した旨の通知があった。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字古志字浦ノ一21番3地先から同町大字古志字浜田ノ二176番1地先まで	前	6.6～49.7	1,415.5
			後	6.6～49.7	1,415.5
			後	8.2～54.7	736.5
	湯湾新村線	大島郡宇検村大字湯湾字名古手1865番2地先から同村大字湯湾字赤土山1875番1	前	5.2～26.0	1,989.5
			後	8.2～61.7	1,953.0
			後	8.7～90.8	1,741.0

	地先まで			
鶴田大口線	伊佐市大口下殿字早木田	前 後	11.8～16.1	83.6
	1082番2地先から1083番2地先まで		12.6～25.0	82.0
南浦築地線	伊佐市菱刈川南字小古川	前 後	9.2～22.4	149.4
	2223番19地先から2214番4地先まで		9.2～40.4	149.4

鹿児島県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字古志字浦ノ一21番3地先から同町大字古志字浜田ノ二176番1地先まで	平成26年 3月24日
	湯湾新村線	大島郡宇検村大字湯湾字名古手1865番2地先から同村大字湯湾字赤土山1875番1地先まで	
	鶴田大口線	伊佐市大口下殿字早木田1082番2地先から1083番2地先まで	
	南浦築地線	伊佐市菱刈川南字小古川2223番19地先から2214番4地先まで	

鹿児島県告示第309号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
白木1地区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域（肝属郡肝付町南方字丸山1610番10を除く。）	
	標柱	標柱の所在地
	1号	肝属郡肝付町南方字丸山1606番4
	2号 3号	肝属郡肝付町南方字丸山1596番3
	4号	肝属郡肝付町南方字丸山1596番1
	5号	肝属郡肝付町南方字丸山1610番10地先
	6号	肝属郡肝付町南方字丸山1606番1

鹿児島県告示第310号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成13年 3 月 23 日鹿児島県告示第438号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち西町 2 地区に係る区域の指定は、廃止する。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
西町 2 地区	次に掲げる標柱の 1 号から10号までを順次直線で結んだ線，同標柱の10号と11号を西之表市道西町松下線に沿って結んだ線，同標柱の11号から19号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と19号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1 号	西之表市西之表字本城7486番20
	2 号	西之表市西之表字本城7484番 5
	3 号	西之表市西之表字本城7484番10
	4 号 5 号	西之表市西之表字本城7498番 2
	6 号	西之表市西之表字本城7497番 1
	7 号 8 号	西之表市西之表字本城7495番 2
	9 号 10号	西之表市西之表字本城7494番 1
	11号	西之表市西町7106番
	12号	西之表市西町7110番 4
	13号	西之表市西町7112番 3
	14号	西之表市西町7114番
	15号 16号	西之表市西之表字本城7492番 1
	17号	西之表市西之表字本城7498番 4
	18号 19号	西之表市西之表字本城7486番 8

北薩地域振興局告示第 5 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 3 月 24 日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あいぼーと	出水市住吉町32番38号	有限会社熊南空調システム	熊本市南区城南町丹生宮994番地 1	戸田 博明	平成26年 2 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス
みんなの力支援センター	出水市高尾野町下高尾野2216番地 1	社会福祉法人黒潮会	出水市高尾野町下高尾野2216番地 1	中村 興二	平成26年 2 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第 6 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 3 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所 フレンドロコペリ	始良市加治木町 木田580番地	特定非営利活動 法人サポートロ コペリ	始良市加治木町 木田580番地	伊集院麻子	平成26年 2月4日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス・保育 所等訪問 支援

始良・伊佐地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 3 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アーク・霧島	始良市船津983 番地2	特定非営利活動 法人アーク・サ ポート	始良市船津983 番地2	地福 美幸	平成26年 3月1日	就労継続 支援B型

大隅地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 3 月 24 日

大隅地域振興局長 三角浩一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホーム 一番星	曾於市末吉町岩 崎2178番地1	医療法人常清会	鹿児島市南新町 1番29号	川池 浩二	平成26年 3月1日	共同生活 援助

大島支庁告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 3 月 24 日

大島支庁長 伊喜功

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
てくてく教室	大島郡喜界町湾 8番地	喜界町	大島郡喜界町湾 1746番地	川島 健勇	平成26年 2月1日	児童発達 支援

公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定の公告
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項及び

第33条第 4 項の規定により、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認定した。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 名称
横山病院
- 2 所在地
鹿児島市永吉一丁目11番 1 号
- 3 認定期間
平成26年 3 月 13 日から平成29年 3 月 12 日まで

.....

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定の公告
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の 4 第 1 項の規定により、厚生労働大臣の定める基準に適合する精神科病院として次のとおり指定した。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 名称
横山病院
- 2 所在地
鹿児島市永吉一丁目11番 1 号
- 3 指定期間
平成26年 3 月 13 日から平成29年 3 月 12 日まで

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年 3 月 24 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年 3 月 24 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス上福元店
鹿児島市上福元町5860番地 1
- 2 変更事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 第 1 駐車場 建物西側 11台
 - 第 2 駐車場 建物敷地西側隔地 111台
 - 第 3 駐車場 建物北側 6 台
 - イ 変更後 第 1 駐車場 建物西側 2 台
 - 第 2 駐車場 建物敷地西側隔地 108台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 第 1 駐輪場 建物西側 28台
 - 第 2 駐輪場 建物南側 30台
 - 第 3 駐輪場 建物南側 27台
 - イ 変更後 第 1 駐輪場 建物西側 27台
 - 第 2 駐輪場 建物南側 27台
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ア 変更前 第1 駐車場 2 箇所 建物敷地南側及び西側
 第2 駐車場 1 箇所 駐車場敷地東側
 第3 駐車場 1 箇所 建物敷地北側
- イ 変更後 第1 駐車場 2 箇所 建物敷地西側
 第2 駐車場 1 箇所 駐車場敷地東側
- 3 変更年月日
 平成26年11月12日
- 4 届出年月日
 平成26年 3 月 11日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南さつま市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年3月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。
 平成26年 3 月 24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 サンキュー加世田店
 南さつま市加世田地頭所町28番地3 外3筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
 平成25年10月24日
 (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
 平成25年10月24日
- 3 意見の概要
 (1) 設備機器
 定期的な点検を実施し、故障等による異音の発生を防止する。
 (2) 駐車場からの騒音に対する対策
 外部からの侵入者が騒音を発生することのないようにすること。
 以上のことを含め、関係法令（廃棄物・悪臭等）を遵守するとともに、周辺の住民から苦情等があった場合早急に改善措置を講ずること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南九州市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年3月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。
 平成26年 3 月 24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 タイヨー川辺店
 南九州市川辺町平山3395番地1 外16筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
 平成25年10月24日
- 3 意見の概要
 当該店舗については、これまで営業してきており、特に環境的な問題は生じていない。
 また、今回の営業時間並びに駐車可能時間の延長に伴い発生する騒音関係、駐車需要の充足、廃棄物の処理、運搬、街並みづくり等いずれも周辺環境を損なうものではなく、支障はないと思われま

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第 1 号

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則（平成 7 年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「4 週間」を「8 週間」に、「8 週間」を「16 週間」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第 2 号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

本則中「具し」を「付し」に改める。

第 7 条第 1 項第 6 号中「農繁期その他において校長が必要とする」を「その他校長が必要と認める」に改め、同条第 2 項中「前項第 1 号」を「土曜日及び前項第 1 号」に改める。

第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（併設型高等学校の教育課程）

第 8 条の 3 別表第 3 の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）及び同表の右欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法第71条の規定により、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

2 併設型高等学校において教育課程を定めるときは、あらかじめ併設型中学校と協議するものとする。

第18条中「入学志願者」の次に「（併設型高等学校に入学を志願する当該併設型高等学校に係る併設型中学校の生徒を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 併設型高等学校に入学を志願する当該併設型高等学校に係る併設型中学校の生徒は、当該併設型高等学校の校長の定めるところにより、必要な書類を当該校長に提出しなければならない。

第19条の 2 第 2 項中「学校所在の市町村又は隣接の市町村に居住し」を削る。

第24条第 1 項中「鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例」を「鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例」に改める。

第29条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 別表第 1 に掲げる高等学校のうち、楠隼高等学校の生徒は、在学期間中、寄宿舎に入舎しなければならない。ただし、特別な事情があると校長が認めたときは、この限りではない。

別表第 1 中

「 | 鹿児島県立高山高等学校 | 肝属郡肝付町 | 全日制 | 3 年 | 普通科 | 」

を

「 | 鹿児島県立高山高等学校 | 肝属郡肝付町 | 全日制 | 3 年 | 普通科 | | 鹿児島県立楠隼高等学校 | 肝属郡肝付町 | 全日制 | 3 年 | 普通科 | 」

に改める。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 (第 8 条の 3 関係)

併 設 型 高 等 学 校	併 設 型 中 学 校
鹿児島県立楠隼高等学校	鹿児島県立楠隼中学校

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第 3 号

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則 (昭和39年鹿児島県教育委員会規則第16号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「学年」を「楠隼高等学校及び学年」に改め、同条第 2 項中「全日制の課程の」を「楠隼高等学校、全日制の課程の」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立中学校学則をここに公布する。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第 4 号

鹿児島県立中学校学則

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日 (第 4 条・第 5 条)
- 第 3 章 教育課程 (第 6 条—第 8 条)
- 第 4 章 学習の評価及び課程修了の認定 (第 9 条—第11条)
- 第 5 章 職員組織 (第12条)
- 第 6 章 入学、転学及び退学 (第13条—第18条)
- 第 7 章 入学者選抜手数料 (第19条)
- 第 8 章 賞罰等 (第20条—第23条)
- 第 9 章 寄宿舎 (第24条)
- 第10章 雑則 (第25条)

附則

第 1 章 総則

(中学校の目的)

第 1 条 鹿児島県の設置する中学校 (以下「中学校」という。) は、教育基本法 (平成18年法律第120号) 、学校教育法 (昭和22年法律第26号) その他教育に関する法令の規定に基づき、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

(名称、位置、男女共学の別及び生徒定員)

第 2 条 中学校の名称、位置、男女共学の別及び生徒定員は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	男女 共学 の別	生 徒 定 員			
			第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	計
鹿児島県立楠隼中学校	肝属郡肝付町	男	60人	60人	60人	180人

(修業年限)

第 3 条 中学校の修業年限は、 3 年とする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、校長は、あらかじめ鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に届け出て、次の2学期とすることができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 学年始休業日 4月1日から同月5日まで

(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

(4) 学年末休業日 3月26日から同月31日まで

(5) その他校長が必要と認める休業日 年間10日以内

2 校長は、土曜日及び前項第1号から第4号までに規定する休業日については、地方の実情その他の理由により、これを変更することができる。この場合において、校長は、あらかじめその理由及び期間を付し、県教育委員会の承認を得なければならない。

3 第1項第5号に規定する休業日については、校長は、あらかじめその理由及び期間を付し、県教育委員会に届け出なければならない。

第3章 教育課程

(教育課程)

第6条 校長は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）及び中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成10年文部省告示第154号）に基づき、年度ごとに教育課程を定め、実施年度の4月20日までに県教育委員会に届け出なければならない。

(併設型中学校の教育課程)

第7条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）及び同表の右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法第71条の規定により、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

併 設 型 中 学 校	併 設 型 高 等 学 校
鹿児島県立楠隼中学校	鹿児島県立楠隼高等学校

2 併設型中学校において教育課程を定めるときは、あらかじめ併設型高等学校と協議するものとする。

(授業日時数及び授業終始の時刻)

第8条 各学年及び週当たりの授業日時数並びに授業終始の時刻は、校長が定める。

第4章 学習の評価及び課程修了の認定

(学習の評価)

第9条 生徒の学習の評価に必要な事項は、学習指導要領に基づき、校長が定める。

(卒業証書)

第10条 校長は、中学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

(全課程修了者の通知)

第11条 校長は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の規定により、中学校の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第5章 職員組織

（職員組織）

第12条 中学校に、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

第6章 入学、転学及び退学

（入学）

第13条 入学は、校長が許可する。

- 2 第1学年の生徒の募集、選抜及び入学の手続については、この規則に定めるもののほか、毎年度、県教育委員会が別に定める。

（入学の時期）

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、校長は、教育上支障がない場合に限り、相当年齢に達し、かつ、入学しようとする学年に在学する者と同以上の学力があると認められる者については、第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可することができる。

- 2 前項の許可に関し必要な事項は、校長が定める。

（誓約書）

第15条 入学を許可された者は、入学後10日以内に、保護者及び保証人連署の上、誓約書（別記第2号様式）を校長に提出しなければならない。

（保護者及び保証人）

第16条 保護者は、入学を許可された者に対し親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とする。

- 2 保証人は、独立の生計を営む成年者で、中学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。
- 3 生徒は、保護者若しくは保証人に変更があったとき、又は生徒、保護者若しくは保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。
- 4 校長は、保証人を適当でない認めるときは、これを変更させることができる。

（転学及び退学）

第17条 転学若しくは退学しようとする者又は他の中学校から転学を志願する者は、その理由を付し、保護者及び保証人連署の上、校長に願出しなければならない。この場合において、病気により退学しようとする者にあつては、医師の証明書を添えなければならない。

第18条 転学を希望する生徒のあるときは、校長は、その理由を付し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

- 2 生徒が転学した場合においては、校長は、速やかに、その生徒の指導要録の写し（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）、進学の場合に送付された指導要録の抄本、健康診断票及び歯の検査票を転学先の校長に送付しなければならない。
- 3 校長は、他の中学校から転学を志願する者がある場合において、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。
- 4 校長は、前項の許可をした場合には、その生徒が転学前に在学していた中学校の校長にその旨を通知する。
- 5 第15条及び第16条の規定は、転学を許可された者について準用する。

第7章 入学者選抜手数料

（入学者選抜手数料）

第19条 入学者選抜手数料の額及び徴収に関しては、鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例（昭和32年鹿児島県条例第17号）の定めるところによる。

第8章 賞罰等

（表彰）

第20条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

（懲戒）

第21条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- 2 前項の懲戒のうち、退学及び訓告の処分は、校長が行う。

（懲戒による退学）

第22条 前条第2項に規定する退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

（退学処分の報告）

第23条 第21条第2項に規定する退学の処分を行ったときは、校長は、速やかに県教育委員会に報告しなければならない。

第9章 寄宿舍

（寄宿舍）

第24条 寄宿舍に入舎し、又は寄宿舍を退舎しようとする生徒は、保護者及び保証人連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 次の表に掲げる中学校の生徒は、在学期間中、寄宿舍に入舎しなければならない。ただし、特別な事情があると校長が認めたときは、この限りではない。

鹿児島県立楠隼中学校

- 3 寄宿舍に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第10章 雑則

（委任）

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第10条関係)

第 号	鹿 児 島 県 立 中 学 校 長 氏 名 印	契 印	を 修 了 し た こ と を 証 す る	右 の 者 は 本 校 に お い て 中 学 校 の 課 程	校 印	卒 業 証 書
		年 月 日			氏 名 年 月 日 生	

注 番号の欄には，作成した証書授与台帳の一連番号を記入するものとする。

第 2 号様式 (第15条関係)

誓 約 書	
生 徒 氏 名	
このたび貴校へ入学を許可されました上は、生徒としての本分に反しないことを誓います。	
本人に関する一切の責任は、保護者及び保証人において引き受けます。	
平成 年 月 日	
生徒 氏名	印
保護者 氏名	印
保証人 氏名	印
鹿児島県立 中学校長 殿	

生 徒	ふりがな氏名		性別		年 月 日生
	現住所				
保 護 者	ふりがな氏名		性別		年 月 日生
	現住所				
	生徒との関係				
保 証 人	ふりがな氏名		性別		年 月 日生
	現住所				
	生徒との関係				

注 「生徒氏名 印」については、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

公安委員会公告

警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務 2 級検定を次のとおり実施する。

平成26年 3 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 検定の種別及び級の区分
雑踏警備業務2級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
平成26年6月21日（土）午前9時から午後5時まで。ただし，受付は，当日の午前8時30分から午前9時までとする。
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
 - (3) 受検定員
30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成26年5月13日（火）から同月23日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
 - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
 - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で，受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
 - (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料
13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）
なお，検定申請書を受理した後は，検定手数料は返還しない。
- 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3016）に行うこと。

平成26年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、平成26年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

平成26年3月24日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

㊦ 筆記試験 平成26年5月12日（月）午前9時から

㊧ 技能試験 平成26年5月12日（月）午後1時から

㊨ 面接試験 平成26年5月13日（火）午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成26年5月12日（月）午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成26年6月9日（月）及び同月10日（火）のそれぞれの日の午後1時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

㊦ 筆記試験 平成26年5月19日（月）午前10時から

㊧ 技能試験 平成26年5月19日（月）午後1時から

㊨ 面接試験 平成26年5月20日（火）午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成26年5月19日（月）午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成26年6月11日（水）から同月13日（金）までのそれぞれの日の午後1時から

2 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地）

3 審査の申請手続

(1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

㊦ 審査の種類（普通自動車免許）

年齢21歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し、かつ、教習指導員資格を有しない者

㊧ 審査の種類（大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教習指導員資格

を有している者

- (ウ) 審査の種類（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導員資格を有している者で、かつ、過去1年以内に、国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了しているもの

イ 技能検定員審査

- (ア) 審査の種類（普通自動車免許）

年齢25歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

- (イ) 審査の種類（大型自動車免許、中型自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者

- (ウ) 審査の種類（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で、かつ、過去1年以内に、国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了しているもの

ウ その他

一人の受審者につき、教習指導員審査を1種、技能検定員審査を1種の合計2種まで受審できるものとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し

エ 運転記録証明書（過去5年分）

オ 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 普通自動車免許に係る技能検定員資格を有する者は、その免許に係る技能検定員資格者証の写し

キ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の写し

ク 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の写し

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地 郵便番号 899-5421）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼って納付すること。ただし、審査細目により異なるので、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受理した後は、審査手数料は返還しない。

4 受付期間

- (1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

平成26年4月9日（水）から同月23日（水）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分

から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成26年4月23日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・大型特殊・普通自動二輪・牽引免許

平成26年4月25日（金）から同年5月9日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成26年5月9日の消印のあるものまで受け付ける。

5 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

6 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課

始良市東餅田3937番地（郵便番号 899-5421）

電話番号 0995-65-2295

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第1号

鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年3月24日

鹿児島県警察本部長 池田克史

鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県警察情報センター設置運営要綱（平成13年鹿児島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「鹿児島県警察本部警務部相談広報課」を「鹿児島県警察本部警務部警務課」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。